

地球社会統合科学府修士論文中間発表実施要領

(趣旨)

1. この要領は、地球社会統合科学府修士課程研究指導内規第7条の規定に基づき、修士課程2年次生（以下「修士2年生」という。）の修士論文中間発表について必要な事項を定めるものとする。

(実施期間)

2. 実施期間は、第3学期（但し休学期間等を除く。）の後半3月の間とする。

(実施組織)

3. 実施組織は、教務・学生委員会とする。

(実施方法)

4. 主指導教員は、指導中の修士2年生の研究の進捗状況を確認し、指導教員団と協議の上、修士論文中間発表の実施日時及び場所を決定する。
5. 指導教員団は、前項で決定した修士論文中間発表の実施日時及び場所を、様式1により地球社会統合科学府長（以下「学府長」という。）に報告するとともに、指導中の修士2年生に通知する。
なお、学習・指導ポートフォリオの中間発表（1）開催手続によって様式1の提出にかえることができる。
6. 前項の報告及び通知は、実施日の少なくとも2週間前までに行うこととする。
7. 学府長は、前項の報告に基づき、修士論文中間発表について、公示するものとする。
8. 第5項の通知を受けた修士2年生は、修士論文中間発表の概要を様式2により地球社会統合科学府等事務部大学院係（以下「大学院係」という。）に提出する。
なお、様式2の作成にあたっては、学習・指導ポートフォリオの中間発表（2）発表概要を用いることができるが、その場合でも同じ内容のものを様式2にまとめ、大学院係に提出しなければならない。
9. 前項の修士論文中間発表の概要は、実施日の少なくとも1週間前までに提出することとする。
10. 大学院係は、提出された修士論文中間発表の概要の閲覧を希望する教員又は地球社会統合科学府学生に対して供閲する。
11. 修士論文中間発表の実施に当たっては、指導中の修士2年生及び指導教員団全員の出席を成立要件とする。但し、連携講座教員が指導教員団の構成員である場合は、当該教員の署名・押印のあるコメントを世話人教員に提出することで、出席にかえることができる。
12. 実施場所は、原則として、九州大学の施設とする。ビデオ会議システムによって実施する場合は、「ビデオ会議システムによる中間発表会実施要領」（平成27年11月27日教授会承認）に基づいて実施しなければならない。

なお、施設利用に必要な手続きは主指導教員が行い、施設利用のための経費は、主指導教員が支弁するものとする。

(実施報告)

13. 指導教員団は、修士論文中間発表終了後、中間発表の配布資料を添えて、様式3により修士論文中間発表の実施状況を学府長に報告するものとする。

なお、学習・指導ポートフォリオの中間発表(3)実施報告によって様式3の提出にかえることができる。

(点検・実施状況の報告)

14. 教務・学生委員会は、前項で提出された実施報告を点検し、修士論文中間発表の状況について教授会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成27年5月29日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月22日より施行し、平成28年度に本学府に在籍している修士学生から適用する。

(様式1)

平成 年 月 日

地球社会統合科学府長 殿

主指導教員 _____ 印

副指導教員 _____ 印

副指導教員 _____ 印

副指導教員 _____ 印

副指導教員 _____ 印

修士論文中間発表の実施について

地球社会統合科学府修士課程研究指導内規第7条による修士論文中間発表を下記により実施しますので、公示方よろしくお取り計らい願います。

記

- 修士課程学生氏名 :
- 修士論文題目または研究テーマ :
- 開催日時 : 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
- 場 所 :

※ 本票は、修士論文中間発表を実施する少なくとも2週間前までに地球社会統合科学府等事務部大学院係に提出願います。

(様式3)

平成 年 月 日

地球社会統合科学府長 殿

主指導教員 _____ 印

副指導教員 _____ 印

副指導教員 _____ 印

副指導教員 _____ 印

副指導教員 _____ 印

修士論文中間発表の実施報告書

地球社会統合科学府修士課程研究指導内規第7条による修士論文中間発表を下記により実施しましたので、中間発表の配布資料を添えて報告します。

記

1. 修士課程学生氏名 :

2. 修士論文題目または研究テーマ :

3. 希望する学位の名称 (いずれかを○で囲む) [学 術 理 学]

4. 開催日時 : 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

5. 場 所 :

※ 本票は、修士論文中間発表終了後直ちに、地球社会統合科学府等事務部大学院係に提出願います。